

## 特集

# 高齢者問題の 新しい試み

—地域における自治体との連携—

本年4月から、地域包括支援センターが活動を開始しているのをご存じだろうか。本特集では、「地域との連携」という視点から同センターを紹介するとともに、東京都が取り組んでいる成年後見ボランティアを取り上げた。また、本年4月1日に施行された高齢者虐待防止法の概要も紹介しているので、本誌に連載している「オアシスだより」もあわせて参照され、高齢者問題に取り組む際の参考とされたい。



## 高齢者虐待防止のために地域における連携を

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 富永 忠祐

### 地域包括ケアにおける 弁護士のかかわり

高齢者の権利擁護の実現には、地域包括支援センターを中核としながらも、行政はもちろんのこと、社会福祉協議会、医療機関、民生委員、福祉事務所、介護保険サービス事業者、警察等の、地域に所在する諸機関が連携することが必要不可欠である。

では、弁護士はどのようなかかわりを持つべきであるのか。単なるアドバイザーではなく、個別具体的な高齢者虐待事案に対して、関係者とともに知恵を絞って最善の解決策を見出し実行する過程に参画しなければならない。しかも、緊急を要する事案に対応できる

ような仕組みをあらかじめ構築しておかなければならない。

### 高齢者虐待防止法と 改正介護保険法の施行

本年4月1日、高齢者虐待防止法とともに改正介護保険法が施行された。改正介護保険法では、新設される「地域支援事業」において、高齢者虐待防止・早期発見のための事業その他の権利擁護のために必要な事業が、市区町村の必須事業とされている。ここでは、各自治体内に新たに設置される地域包括支援センターが中心的な働きを担うことが予定されている。

地域包括支援センターは、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士といった専門職種を配置し、多職種が力を合わせ、その専門知識や技能を互いに活かしながら、地域での各種のサービスや住民活動を結びつけ、地域のネットワークを構築ないし再生するなどの取組みを第一の柱としながら、個別サービスのコーディネートをも行なう機関である。

もとより、地域包括支援センターが担うべき役割は、権利擁護に限られるものではない。現実には、介護予防ケアプラン作成にかかわる業務に忙殺されているのが実情であると言われている。

## 7月29日、 シンポジウムの開催

7月29日、東京三会の主催、東京都の共催をもって、「高齢者の権利擁護における連携の模索」と題するシンポジウムが弁護士会館クレオで開催された。

第一部は、当委員会の滝沢香委員から地域包括支援センター等の概要の説明と、東京都福祉保健局の下川明美氏から都の取組みについての説明がなされ、引き続き、事前に自治体宛に実施したアンケートの結果報告がなされた。このアンケートの結果によると、実際に高齢者虐待に関する事案について通報を受けたことのある自治体が74%にもものぼるが、高齢者虐待防止法が定める警察署長への援助要請をしたことのある自治体は14%で、同じく高齢者虐待防止法が定める立入調査を実施したことのある自治体はわずか3%にと

どまった。また、地域包括支援センターの運営協議会に弁護士が委員として就任する予定の有無については、65%の自治体が予定無しと回答している。

第二部では、上記2名のほか、世田谷区保健福祉部の瓜生律子氏、豊島区中央保健福祉センターの松尾隆義氏、社会福祉士の池田恵利子氏の計5名がパネリストとなって、活発な議論が交わされた。まず、瓜生氏と松尾氏からそれぞれ世田谷区と豊島区における高齢者虐待事案に対する取組みについての報告がなされた後、各パネリストがそれぞれの立場から、高齢者虐待事案への対処法や地域包括支援センターの課題等について説明を行なった。その中では、高齢者虐待事案に迅速に対応できる、たらい回しにしない体制作りの工夫や、地域における社会資源の有効利用の方法等について実例が紹介されるとともに、各専門職との連携の構築の必要性などについて、現場の苦労話も交えて、実情が報告された。最後に、会場からの質疑応答を受けて、盛況のうちに終了した。

## 高齢者の権利擁護の 実現のために

高齢者虐待防止法等は施行されたものの、まだ十分には活用されていない。地域での連携の構築も、多くの自治体では、これからである。今回のシンポジウムで浮き彫りになった数々の問題点を、今後、どのように解消していくのか。弁護士の果たすべき役割はとても大きいと思われる。

# 地域包括支援センターについて

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 寺町 東子

## 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、2005年6月の改正介護保険法に基づき、2006年4月より各市区町村に設置された。

改正介護保険法は、予防重視型システムへの転換と、要介護高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるための地域密着型サービスの創設を大きな柱としている。これに伴い、高齢者の地域での生活を支援する「地域支援事業」を創設、これを担う機関として地域包括支援センターが位置付けられている。

すなわち、地域包括支援センターは地域支援事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行なうことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とされる（改正介護保険法第115条の39 I）。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置されることとされ、およそ高齢者人口3000～6000人に1箇所の割合で設置することが目標値とされたが、実際の設置数は各自治体によりばらつきが大きい。

### 地域包括支援センターが担う業務

地域包括支援センターは、以下の4つの業務を主として担う。

#### ①総合相談支援業務

#### ②権利擁護業務

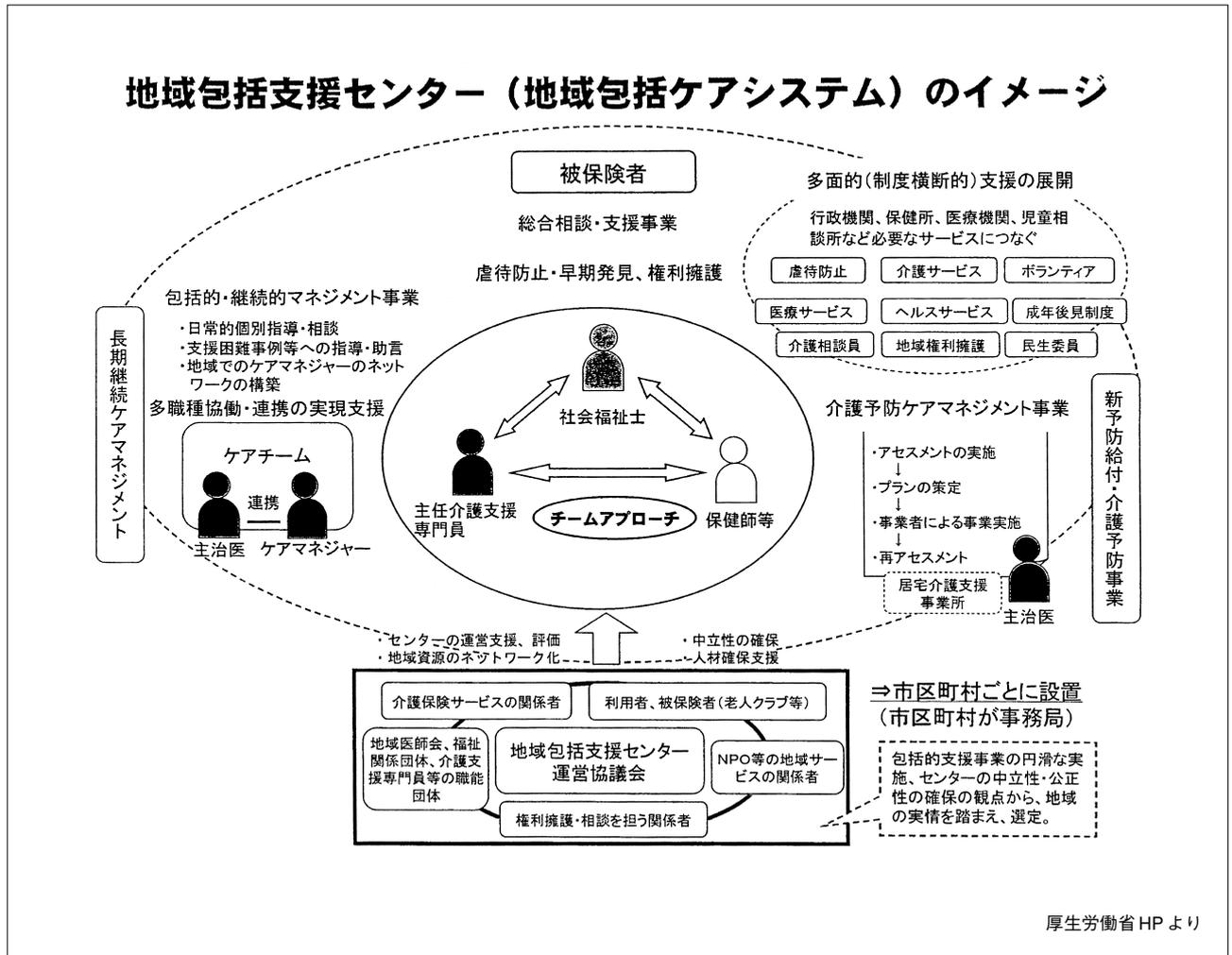
#### ③包括的継続的ケアマネジメント支援業務

#### ④介護予防ケアマネジメント業務

総合相談支援業務及び権利擁護業務として期待されることは、高齢者の相談をワンストップで受け止め、高齢者の心身の状況、居宅における生活実態など実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、関係機関との連絡調整その他の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行なうこと、虐待防止などの高齢者の権利擁護に努めることが挙げられる。

包括的継続的ケアマネジメント支援業務とは、従来、在宅から入院・施設入所、退院・退所から在宅と高齢者が移る際にサービスの連続性・一貫性に支障があったことから、時系列あるいは空間的にサービスを継続的・包括的に提供することを正面から業務に位置付けたものである。

介護予防ケアマネジメント業務とは、改正介護保



険法で新たに設けられた介護予防事業について、被保険者が要介護状態となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防給付が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行なう業務である。

### 総合相談支援業務及び 権利擁護業務の考え方

地域包括支援センターは、要介護高齢者の生活を住み慣れた地域でできる限り継続して支えることを目的としている。そのためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核にしつつ、医療サービスや権利擁護など多様な支援を適時適切に提供し、継続的な見守りを行ない、さらなる問題の発生を防止する必要がある。これらの多様な支援を提供するための社会資源の開拓、連携ネットワークを構築することが、地域包括支援センターの総合相談支援業務の一つの大きな柱である。

地域包括支援センターが構築すべきとされるネットワークについて、厚生労働省は、連携が必要な関係者の例として、

- ①行政機関（市区町村本庁、福祉事務所、保健センター、警察、消防署等）
- ②医療機関
- ③介護保険サービス事業者
- ④地域の関係団体（老人クラブ、自治会、NPO団体等）
- ⑤職能団体（医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、介護支援専門員連絡協議会等）
- ⑥民生委員
- ⑦その他（社会福祉協議会、消費者協会等）

を指摘している。

権利擁護業務として地域包括支援センターが想定しているのは、

- ①独居等の認知症等高齢者で、世帯内に適切な意思決定をできる人がいない
- ②虐待やリフォーム詐欺など、他者からの権利侵害が疑われる

③近隣住民とのトラブルなどがあり、福祉サービス等の利用や周囲からの支援を自ら拒否している

④世帯内にアルコール疾患や精神障害等を持つ者が同居するなど、高齢者への介護保険のサービス利用だけでは解決できない複数の問題を内包している、適用できる制度やサービスが無いなど、困難な調整が必要である

といった場面である。いずれも、成年後見制度の活用、不当利得返還請求、破産など、法律家との連携が必要不可欠である。

実際、自治体の福祉事務所や保健所、在宅介護支援センターなどが関与している事案の相談に接すると、法律家の目から見れば当然の法律関係や対処方法を知らないために、右往左往している事案が多々ある。当たり前のことだが、実際の高齢者の生活は、介護だけでも、医療だけでも、法律問題だけでもなく、多様な専門領域の重なり合う問題に日々直面しているのである。

これまで一部の先進的自治体でしか行なわれていなかった多様な主体のネットワーク構築を、地域包括支援センターが業務として正面から位置付けたことは、画期的な第一歩である。

### 弁護士からの働きかけの必要性

地域包括支援センターが始まって半年が経とうとしているが、実際の現場では、4月から始まった介護予防給付のケアマネジメント業務に忙殺され、総合相談支援事業や権利擁護事業の構築に十分に手が回っていない実情がある。

先に挙げた権利擁護業務が想定する場面では、法律家との連携が必要不可欠であるにもかかわらず、実際には法律家の関与が十分とは言い難い状況である。

今後、会員各位が、自分の住む自治体の地域包括支援センターがどうなっているのか、地域におけるネットワーク構築が進んでいるのか否か、関心を持ち、働きかけをしていただきたい。また、高齢者の相談等にあたる場面では、その高齢者の生活場面で関与している地域包括支援センターとの連携も視野において相談にあたっていただきたい。

# 豊島区と弁護士連携

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 橋場 隆志

## 行政と弁護士の連携

介護を中心とする高齢者問題は、もっとも身近な行政単位である市区町村の責任に属する。高齢者問題の中で権利擁護、高齢者虐待、対応困難事例については、市区町村の職員や関係行政機関だけで適切に対応することは難しく、関連する医療・介護・福祉・法律の専門家の関与と協力が不可欠であり緊密な連携が求められる。

東京都23区の1つである豊島区は、早くからこれらの問題の取り組みを開始した先進的自治体の1つであり、弁護士も法律の専門家としてこの取り組みに参加することで連携の一翼を担っている。2006年4月から施行された高齢者虐待防止法でも、市区町村は高齢者虐待の防止・保護等を適切に実施するため関係機関、民間団体等と連携体制を整備するものとされる。

本稿では、高齢者問題における弁護士と豊島区および豊島区社会福祉協議会（同区福祉行政の協力機関）との連携の現状について紹介する。

## 豊島区と弁護士の連携

### ①中央保健福祉センター

豊島区では中央保健福祉センター（以下、単にセンターという）が、認知症高齢者のケア、高齢者虐待への対応、対応困難事例の取り扱い（発見、相談、指導、措置）を所管している（窓口は同センターの地域ケア推進係）。同センターは福祉事務所としての機能を持っており、老人福祉法第10条の4や同法第11条1項の入所措置等を実施する権限を有する。同法第32条の成年後見の申立ては区長の権限であるが、申立てのための事実調査、資料収集等の準備作業、および家庭裁判所への申立手続きは同センターで行なわれる。

### ②認知症・虐待専門対応事業

2005年4月に、センターが主体となって認知症高齢

者のケアの充実・高齢者の虐待防止を図ることを目的として、認知症・虐待専門対応事業が立ち上げられた。事業内容は、認知症高齢者と高齢者虐待に関する予防啓発、早期発見、相談窓口の設置、（一般、専門）ケア会議の運営、地域ネットワーク形成であるが、弁護士は主として専門ケア会議へ参加する形で関わっている。

### ③専門ケア会議

問題を抱えた認知症高齢者や高齢者に対する虐待が発見された場合、センターに属する保健師・看護師・ケースワーカー等が、高齢者本人や家族・関係者を訪問する等して調査を行ない、センターでは速やかにケア会議等を開催して支援方法を定める。大多数のケースは地域包括支援センターなどの関係機関との連携によって対応される。対応困難なケース（本人が認知症で身寄りがいない、虐待がある、介護者もしくは本人が介入を拒否する等）については、精神科医師と弁護士が参加した「専門ケア会議」が開催され、本人の判断能力、問題の緊急性やこれに応じた介入方法（保健相談、医師の受診、緊急入院、一時保護）、支援方法（老人福祉法にもとづく介護サービス・施設入所措置、成年後見申立て）が専門的な角度から検討される。

専門ケア会議は、毎月1回定期的に開催され、ケース関係者（センター担当者、ケアマネジャー、サービス提供事業者、区関係部署等10名前後）に加えて精神科医1名、弁護士1名が参加する。現在、精神科医3名、弁護士8名の体制による当番制で運営されている。弁護士8名は全員が東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会に設置されている高齢者虐待に関する部会のメンバーである。

### ④連携の実際

専門ケア会議では、通常1～2件の対応困難ケースが議論され、精神科医と弁護士は専門的な立場から助言する。ただし、福祉や介護の（ベテラン）専門職が対応困難ケースとして持ち込む事例であるから、弁護士といえども常に即座に的確な対応について助言できるわけではなく、継続的に検討が求められることも少

なくない。会議に参加した弁護士は取り上げられたケースを高齢者虐待に関する部会（専門ケア会議の数日後に開催）に持ち帰って報告し、部会においてケースについて再検討を行なう。個人情報保護の観点から報告ケースは匿名化する等の配慮がなされる。これによって高齢者虐待に関する部会メンバー間で認知症高齢者、高齢者虐待、高齢者対応困難ケースについての情報を共有するとともに、この分野の知識を深め専門的な対応技術の向上に役立てている。

ケースによっては専門ケア会議の開催を待てない緊急の場合もある。このような場合はセンターから専門ケア会議の構成員である弁護士に電話やメール等で直接相談が持ち込まれる。

案件によっては相談を契機として、弁護士が成年後見申立て、任意後見契約、財産管理、遺言作成などに関して受任することもあるし、成年後見の市区町村長申立てに際して必要がある場合（緊急を要する、身寄りがいない等）はセンターから後見人候補者となることを要請され引き受けることもある。

#### ⑤地域包括支援センター

豊島区内の8カ所の地域包括支援センター（本誌3～5頁参照）には、同区内全域から、認知症高齢者、高齢者虐待、対応困難ケースに関する問題が持ち込まれるが、各地域包括支援センターが独自で対応できないものは、すべて中央保健福祉センターの地域ケア推進係において対応する。さらに地域ケア推進係でも対応できない困難事例が前述の専門ケア会議において検討される。従って、これからは専門ケア会議を通じて地域包括支援センターと弁護士の関わりも多くなるものと思われる。

豊島区地域包括支援センター運営協議会には、すでに高齢者虐待に関する部会のメンバー1名が構成員として選任されており、またこれから構築される関係専門機関介入支援ネットワーク（高齢者虐待防止ネットワーク）にも医療関係者、警察署とともに弁護士が参加することが予定されている。

### 豊島区社会福祉協議会

#### ①設立の目的と主な事業

豊島区社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法によ

り地域福祉の推進を図ることを目的として設立された公益性の強い社会福祉法人であり、同法第81条にもとづく福祉サービス利用援助事業を重要な事業の1つとしている。同事業の中心は、認知症・知的障害・精神障害により判断能力が低下し日常生活を営むことに困難を感じている高齢者・障害者やその家族、介護関係者らの様々な相談に応じ、必要な場合には地域福祉権利擁護事業（地権事業）の利用や成年後見の申立てを支援することであり、福祉サービス権利擁護支援室（愛称「サポートとしま」）がその窓口である。

#### ②専門相談

同支援室では、電話等で受け付けた相談のうち専門家（弁護士）との面接相談が必要なものについて、1カ月1回の定例の専門相談（固定日相談）と不定期の専門相談（フリー相談）で対応している（1回目の専門相談は無料）。

これらの面接相談は、地元で事務所を有する弁護士を中心とする12名の弁護士が支援室担当者とともに担当する。担当弁護士のうち8名は東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会の委員である。

緊急ケースの相談、相談案件についての直接受任、成年後見の区長申立てに際して後見人候補者となることは中央保健福祉センターの場合とほぼ同様である。

#### ③専門相談打合せ会

相談担当の弁護士12名と支援室担当者（およびケース担当者）により、年4回の専門相談打合せ会が開催される。打合せ会では、弁護士は社協の権利擁護事業に関する施策や個別案件について法律および紛争処理の専門家として意見具申を行ない、毎回数件の対応困難事例に関する研究検討が行なわれる。

#### ④中央保健福祉センターとの関係

成年後見制度の利用支援や高齢者の権利擁護に関して社協の支援室と豊島区の中央保健福祉センターの取り扱うケースと対応はよく似ているが、支援室の場合は本人（高齢者）や家族が自ら相談し支援を求めることが前提となっているのに対して、センターの場合は本人や家族が自ら相談し支援を求めることが期待できない（行政が積極的に関わる必要がある）場合が中心である。また、社協は社会福祉法人として行政とは一線を画していることから、行政上の権限はない代わりに行政には求めにくい柔軟な対応や活動が可能である。

## 今後の課題

豊島区（ないし豊島区社協）と弁護士（ないし弁護士会）との連携は、一応標準的なものと考えられるが、東京都内でも数少ない例である。仮に、東京都内の23の特別区と市町村がこのような連携を実現しようとして弁護士（会）に専門弁護士の派遣を要請しても、この要請に完全に答えることは極めて難しい。東京弁護士会について言えば、認知症高齢者、高齢者虐待の問題を取り扱える弁護士の数はせいぜい30名くらいと

みられる。この分野の専門知識を有する弁護士の養成が求められる。

さらに、東京都における行政と弁護士（会）の連携には、3つの弁護士会に分かれていることにもとづく他府県にはみられない特有の障害がある。高齢者問題に限って言えば、3つの弁護士会は共同歩調を取り始めており、本年7月29日の高齢者虐待問題シンポジウム「高齢者の権利擁護における連携の模索」は、三会が主催し、東京都が共催する形で開催された。行政と弁護士の連携を促進する動きである。

# 高齢者虐待防止法の概要

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会副委員長 大竹 夏夫

## はじめに

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（略称「高齢者虐待防止法」）が2006年4月1日から施行された。本法のポイントとしては、

- (1) 発見者に通報義務を課したこと
- (2) 国や市町村に防止や支援の責務を課したこと
- (3) 市町村に住居内への立入調査権を認めたこと
- (4) 妨害行為に罰金を科したこと

が挙げられる。

本法の構成は、

- (1) 総則的な規定
- (2) 家庭内での養護者等による虐待に関する規定
- (3) 養介護施設従事者等による虐待に関する規定

の3つである。以下、重要な規定に絞って解説する。

## 総則

### 1 目的（法1条）

本法の目的は、高齢者の尊厳保持のため虐待防止が重要であることに鑑み、虐待を受けた高齢者に対する養護の措置とともに、養護者の負担の軽減を図ること

など養護者に対する支援の措置や行政等の責務などを定めて高齢者の権利利益の擁護に資することとしている。

### 2 本法の対象（法2条1項～3項）

本法の対象となる「高齢者」は、65歳以上の高齢者に限られる。また、本法の対象となる「虐待」は「高齢者」に対する養護者及び養介護施設従事者等による虐待に限られる。「養護者」とは「高齢者」を現に養護する者であり、多くは同居人であるが、必ず同居していなければいけないわけではない。このように虐待者が限定されているため、同居していない親族による虐待や養護者ではない同居人からの虐待は、基本的に本法の対象外である。

### 3 虐待の定義（法2条4項・5項）

本法の「虐待」として、(1) 殴る蹴るなどのいわゆる身体的虐待、(2) 必要な世話をしない介護放棄（いわゆるネグレクト）、(3) 言葉の暴力などの心理的虐待、(4) わいせつな行為などの性的虐待を定める。

このほか、以上とは異質な(5) 財産の不当処分等の経済的虐待も加えられている。経済的虐待は、親族相盗例や私的自治の原則から刑法・民法による救済が困難なことが多く、本法による救済が期待される。

#### 4 国・地方公共団体の責務等(法3条, 15条, 18条, 19条)

国及び地方公共団体の責務として、関係機関の連携強化、支援体制の整備、人材の確保・育成、啓発活動が定められた。

#### 5 国民の責務(法4条)

国民は、虐待防止と養護者に対する支援の重要性に関する理解を深めること、国・自治体の施策に協力するよう努めることとされている。

#### 6 虐待の早期発見(法5条)

養介護施設、病院、保健所その他の団体及び施設従事者、医師、保健師、弁護士等、高齢者福祉に職務上関係のある者について虐待早期発見努力義務が定められた。

### 在宅高齢者に対する虐待に関する規定

養護者の介護の負担が在宅高齢者に対する虐待の要因になっていることから、虐待の防止だけでなく、養護者の負担軽減措置も定めている。

#### 1 市町村による相談、指導及び助言(法6条)

本法は、市町村に高齢者虐待への第一次的な対応を求めており、市町村は、高齢者や養護者に対して、相談・指導・助言を行なうと定めている。

#### 2 虐待発見通報と通報者等の保護(法7条)

誰でも高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは市町村へ通報に努めるべきと定めている。さらに、高齢者が生命又は身体に重大な危険が生じていると判断される場合には通報義務となっている。ただし、この通報義務違反には罰則はない。

#### 3 通報・届出後の市町村の対応

##### (1) 事実確認と対応協議(法9条1項)

市町村は、虐待の通報や届出があったときは、事実確認のための措置を講じたうえで、関係機関と対応について協議すべきとされている。

##### (2) 対応措置(法9条2項, 10条)

市町村は、虐待の事実を確認したときは、高齢者と

虐待を行なっている養護者とを一時的に隔離するため、高齢者を老人短期入居施設に入居させるなどの措置を講じるものとし、そのための施設(いわゆるシェルター)もあらかじめ確保するものとされた。

さらに、市町村長は、必要に応じて、後見等開始の審判の申立てをすることとされた。

##### (3) 面会の制限(法13条)

高齢者と養護者を一時的に隔離した場合、養護者が高齢者との面会を求めてくることが予想される。そこで、市町村長または養介護施設長は、虐待を行なった養護者に対して、高齢者との面会を制限することができると定められた。

##### (4) 立入調査等(法11条)

在宅では養護者が虐待の事実を隠そうとすることが多い。そこで、市町村長は、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合に限り、担当職員をして、高齢者の住所・居所に立ち入り、必要な調査・質問をさせることができると定められている。この立入調査を拒んだり、妨害したときについては罰則がある。

この立入調査権限は児童虐待防止法にも同様の規定があり、虐待発見には大きな前進となる。ただ、生命・身体に重大な危険が生じているおそれの判断を誰がどのように行なうのか運用上問題になる。罰則があるにせよ、養護者らの強い抵抗が予想される。

##### (5) 警察署長に対する援助要請(法12条)

上記立入調査には危険が伴うことから、市町村長は、立入調査などを行なう場合に、必要に応じて管轄の警察署長に対し援助を求めることができると定められた。

### 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

#### 1 研修の実施、苦情処理の体制整備等(法20条)

養介護施設等の事業者は、従業員の研修実施や利用者等からの苦情処理体制の整備など、虐待防止の責務を課せられている。

#### 2 虐待発見通報(法21条)

養介護施設従事者が他の従事者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは、市町村に通報する

義務が課せられている。さらに、その高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、親族などの養介護施設従事者以外の者にも通報義務が課せられている。施設従事者による通報については公益通報の問題がある。本法は、施設従事者が虚偽や過失なく通報を行なったときは、秘密漏洩罪や守秘義務違反を問わない旨定めているが、過失による違反は免責されない等条件が厳しくなっている。

### 3 通報等を受けた場合の措置（法22条，24条）

虐待の通報・届出を受けた市町村は、都道府県にその報告をする。そして、市町村長及び都道府県知事は、虐待の防止と高齢者保護のために、老人福祉法または介護保険法に定められた権限を適切に行使して、養介護施設の業務・養介護事業の適正運営を確保するものと定められた。このように本法自体には新たな権限が定められなかったため、地方自治体が十分な対応を行

なえるのか疑問が残る。

### 問題点と課題

本法は議員立法として成立したもので、十分な検討を経ておらず、不十分と思われる規定も少なくない。また、法施行が成立から6か月しかなかったことや、介護保険法の改正も同時だったことから、自治体の対応体制の構築も遅れがちである。

それでも高齢者虐待防止が制度化された意義は大きい。今後は、弁護士・弁護士会がいかに地域包括支援センター等の各自治体の高齢者虐待対応窓口との連携を構築し、虐待防止の効果を高めるのが課題となる。その運用の中で3年後に予定されている本法の見直しに向けた課題・問題点の整理を進めておくことが必要である。

## 東京都の成年後見ボランティアについて

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 中村 順子

### 成年後見活用あんしん生活創造事業

市区町村が、後見人等のサポート・地域ネットワークの活用・運営委員会等の設置に取り組み、さらには独自事業として、例えば資力が乏しかったり、信頼できる身寄りがない人のための法人後見の実施や、申立経費や後見報酬の助成を行なうことを目標として、東京都が新しく「成年後見活用あんしん生活創造事業」に取り組んでいます。

このうち後見人等養成事業は、社会貢献的な精神で後見業務にあたる「社会貢献型後見人」の候補者を養成し、市区町村や成年後見制度推進機関（社会福祉協議会等）における後見人の紹介や支援の取組みにつなげるというものです。

その事業の基本的な枠組みや事業の実施範囲の設定、先行する取組みとの関係の整理等の検討のためワーキングが設置され、東京三弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、民生委員、民間団体、市区町村、社会福祉協議会が参加し、その結果にもとづいて「東京都後見人等養成事業実施要領」としてまとめられ、本年2月には一般都民からの応募者選考が行なわれ、300名の中から60名が選考され、既に養成講習を修了しています。

### 町田市で後見人に選任

この後見人等養成事業により養成された後見人候補者が、既に家裁の審判により後見人に選任されています。

第1号は、町田市です。身内が亡くなり、天涯孤独となった重度心身障害者の方について、相続の手続等を行なうため、成年後見の必要が生じました。市長申立てをすることになり、さて後見人候補者の適任者をと捜したところ、財産管理面は司法書士が担当することになり、本人とコミュニケーションがとれて身上監護ができる人ということで、福祉関係のキャリアのあるAさんの2人

が権限の別なく選任されたそうです。ちょうどこの申立準備の時期と後見人等養成事業の募集の時期が重なったので、Aさんを東京都に推薦し、選考・講習を経てもらったという経緯であったそうです。親族やそれまで本人と縁の深かった人でもなく、専門家集団からでもなく、全くの縁もゆかりもない第三者が後見人に選任されたことは画期的なことと思います。

品川区でもこの制度により養成された方が品川成年後見センターで社会福祉協議会の法人後見の支援員として、財産目録作成や金融機関の手続など実践に携わっているそうです。定年後のボランティアの方、主婦ボランティアの方など、品川区からの推薦で養成された方も、養成後に品川区に推薦された方も、熱心に取り組んでいて、今後の活躍が期待されています。

豊富な後見人供給源から事案に則したさまざまな適任の後見人が選任されて、きめ細かな後見活動が行なわれるなら、本人の福祉向上に寄与できることは間違いないところです。

### 万一の責任担保措置が必須

この制度構築の際、万一不祥事が発生した場合の責任担保措置が必須です。それには何よりも各候補者の人となりを十分に知った上での選任となることが大前提です。

この養成事業による研修を経た人の名簿が家庭裁判所に提出され、家裁がこの名簿からピックアップして選任するというプロセスは考えにくいところです。これらの候補者が各自治体で支援員などとして実践を積み、十分に人となりが知られたうえで、市区町村申立ての際に選任される、あるいは法人後見の場合の担当員となるのが予測されるところです。

また、充実した保険制度も要請されるそうですが、ようやく東京都の方でも体制が整ったようです。